

消 防 予 第 212 号

令 和 5 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長

(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(用語の定義)

「規則」・・・・・・・・・・消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）

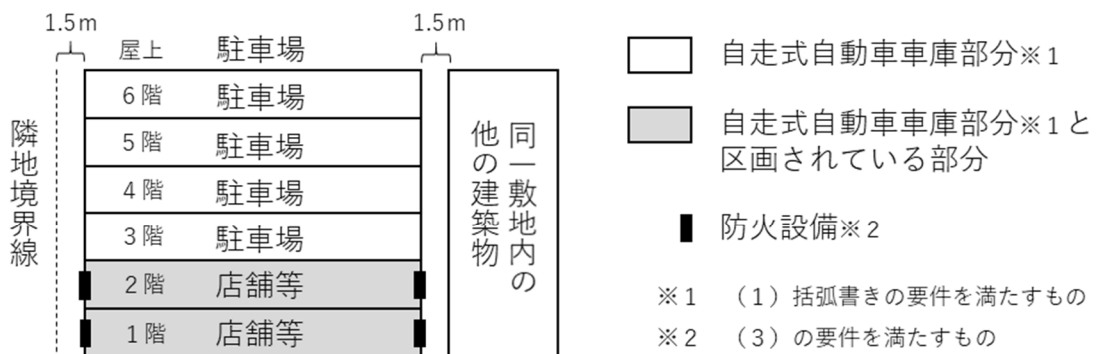
「110 号通知」・・・・・・・・多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について（平成 18 年 3 月 17 日付け消防予第 110 号）

「耐火構造」・・・・・・・・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 7 号に規定する耐火構造

「防火設備」・・・・・・・・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備

問 110号通知1(4)において示されている層及び段の数は、次に掲げる要件を満たす部分(最下階から当該部分の最上階までが全て次に掲げる要件を満たすものに限る。)を除いて算定することとして取り扱ってよいか(下図の場合、4層5段と算定)。

- (1) 自走式自動車車庫部分(規則第18条第4項第1号の「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び規則第19条第6項第5号の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」として取り扱うものに限る。)と耐火構造の床及び壁で区画されていること。
- (2) (1)により区画されている床及び壁の開口部には、防火設備が設けられていること。
- (3) 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物の外壁に面する外周部で、当該隣地境界線又は当該外壁から3メートル未満となる部分に存する開口部には、防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は規則第12条の2第1項第1号ニ(イ)に適合するものが設けられていること。



図

(答)

差し支えない。